

住 づ 第 71-23 号
令和 4 年 1 月 14 日

公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部 本部長 様

静 岡 県 ぐ ら し ・ 環 境 部
建 築 住 宅 局 住 ま い づ く り 課 長

急傾斜地崩壊危険区域の指定について（通知）

このことについて、別添県公報の写し（県告示第 25 号）のとおり急傾斜地崩壊危険区域が指定されたので通知します。

担 当 宅 地 建 物 班
電話番号 054-221-3072



静岡県公報



■ がんセンター局管理規程

- 静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程 (がんセンタ事務局総務課)
 静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する。

■ 告示

- 土壌汚染対策法に基づく区域の指定 (生活環境課)
 磐田市岩井の一部を形質変更時要届出区域に指定した。
- 農用地利用配分計画の認可について (農業ビジネス課)
 農用地利用配分計画を認可した。
- 保安林の指定施業要件変更の予定 (森林保全課)
 静岡市内の一部の保安林を指定施業要件変更の予定保安林とした。
- 保安林の指定施業要件変更の予定 (森林保全課)
 静岡市内の一部の保安林を指定施業要件変更の予定保安林とした。
- 保安林の指定施業要件変更の予定 (森林保全課)
 静岡市内の一部の保安林を指定施業要件変更の予定保安林とした。
- 道路の区域の変更 (道路保全課)
 県道仙石原新田線の一部の区間について、道路の区域を変更した。
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
 富士市南松野地内の水口を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

■ 監査委告示

- 監査の結果に基づく措置の公表 (監査課)
 知事等から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので公表する。

■ 公告

- 一般競争入札 (デジタル戦略課)
 「ふじのくにDX推進計画」動画制作業務について、一般競争入札を行う。
- 静岡県立美術館の観覧料におけるキャッシュレス決済に伴うに指定納付受託に係る業務 (文化政策課)
 静岡県立美術館の観覧料において、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済を実施するに当たり、必要となる業務を委託する。
- 一般競争入札 (観光振興課)
 歴史的観光資源調査業務について、制限付き一般競争入札を行う。
- 一般競争入札 (商工振興課)
 令和4年度静岡県工業技術研究所(本所)で使用する電気について、一般競争入札を行う。
- 一般競争入札 (商工振興課)
 令和4年度静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センターで使用する電気について、一

般競争入札を行う。

- | | |
|--|----------------|
|  一般競争入札 | (商工振興課) |
| 令和4年度静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センターで使用する電気について、一般競争入札を行う。 | |
|  一般競争入札 | (商工振興課) |
| 令和4年度静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センターで使用する電気について、一般競争入札を行う。 | |
|  一般競争入札 | (農林環境専門職大学学生課) |
| 静岡県立農林環境専門職大学における食器1式の調達について、一般競争入札を実施する。 | |
|  土地改良区役員の就退任等の届出 | (農地整備課) |
| 富士裾野東部土地改良区の退任及び就任した役員を公告する。 | |
|  保安林の指定施業要件変更の予定に係る所在不分明通知の掲示 | (森林保全課) |
| 保安林の指定施業要件変更の予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるため、通知の内容を公告する。 | |
|  公共測量の実施 | (公共用地課) |
| 藤枝市滝沢地内において公共測量を実施する。 | |
|  公共測量の実施 | (公共用地課) |
| 藤枝市瀬戸ノ谷地内において公共測量を実施する。 | |
|  公共測量の実施 | (公共用地課) |
| 藤枝市瀬戸ノ谷地内において公共測量を実施する。 | |
|  公共測量の作業期間の変更及び終了 | (公共用地課) |
| 令和3年7月13日付け県公報第226号で公告した公共測量は、作業期間を変更し終了した。 | |
|  公共測量の作業期間の変更及び終了 | (公共用地課) |
| 令和3年11月24日付け県公報第264号で公告した公共測量は、作業期間を変更し終了した。 | |
|  公共測量の実施及び終了 | (公共用地課) |
| 藤枝市瀬戸ノ谷地内で実施された公共測量は終了した。 | |
|
 | |
|  がんセンター局公告 | |
|  一般競争入札 | (がんセンタ事務局管理課) |
| ゲノム解析用サーバーシステムの購入について、一般競争入札を行う。 | |
|
 | |
|  訓令甲 | |
|  静岡県事務決裁規程の一部改正 | (人事課) |
| 令和3年度の組織改正に伴い、必要な改正を行った。 | |

静岡県告示第25号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年1月14日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

水口 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
富士市		南松野	稲荷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた区域
				1362 1号
			水口上	1516-1-1 2号
			〃	1516-1-1 3号
			〃	1516-1-1 4号
			〃	1515-1-2 5号
			〃	1508 6号
			〃	1514-1 7号
			〃	1508 8号
			〃	1508 9号
			〃	1506-2 10号
			〃	1506-1 11号
			〃	1506-2 12号
			〃	水口 1401 13号
			〃	1388-2 14号
			〃	1386-3 15号
〃	稲荷 1361-3 16号			